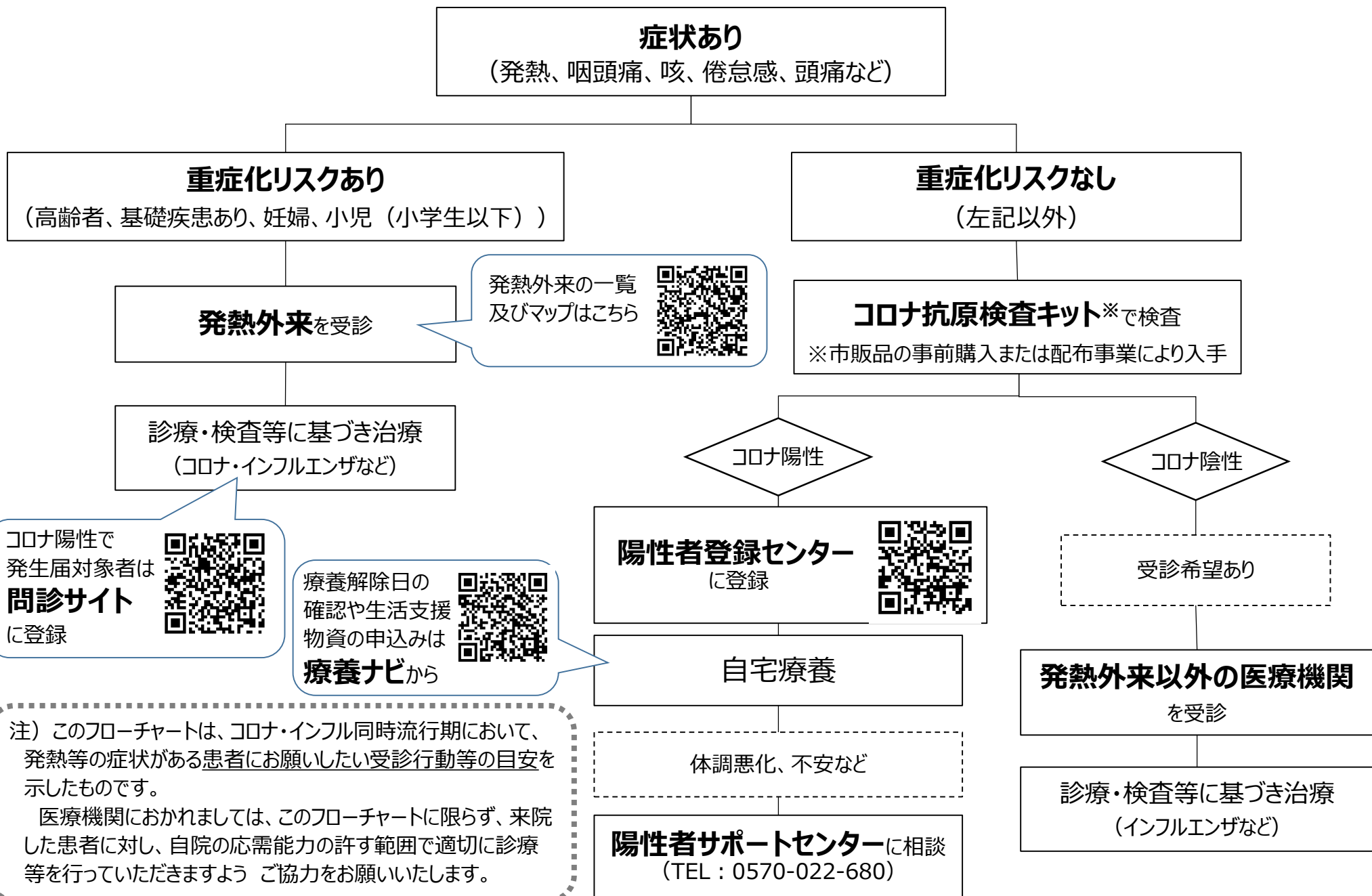


コロナ・インフルの同時流行期における外来診療フローチャート



発熱外来以外の医療機関

発熱外来のひっ迫を防ぎ、一人でも多くの市民に適切な医療を提供するため、コロナ抗原検査キット自己検査で陰性となった患者の診療に御協力ください。

発熱外来に登録している医療機関

同時流行期においては、重症化リスクの高い患者を含め多数の発熱患者が発生することが想定されることから、診療時間の拡大等に可能な限りご協力ください。

医療機関への支援について（令和4年11月1日時点）

支援の概要

体制整備への支援 【市補助】	・発熱外来にご登録いただいた医療機関に 月額300,000円相当 の支援 ※登録を行った月（各月16日以降に登録した場合は登録した月の翌月）からお支払いいたします（12月15日までに登録した場合、12月分として300,000円×1か月＝300,000円を支給いたします）。 ※報酬の支払い等にかかる手続きについては、別途お知らせいたします。
日曜・祝日に対応可能な発熱外来への支援 【市補助】	・日曜・祝日の発熱外来への実施にご協力いただける場合、 1回（1日）あたり20,000円 の補助金を支給 ※対応可能な日程については、事前に日程調査を行い、市から発熱外来あてに実施依頼をいたします。
設備整備に要する費用 【北海道補助】（R5.3.31まで） 北海道庁感染症対策課交付金対策係 TEL：011-206-0409	〈発熱外来（診療・検査医療機関）の設備を整備するにあたり、必要な以下の費用について補助〉 ・HEPAフィルター付き空気清浄機： 905,000円 （1施設当たり） ・HEPAフィルター付きパーテーション： 205,000円 （1台当たり） ・个人防护具： 3,600円 （患者1人当たり） ・簡易ベッド： 51,400円 （1台当たり） ・プレハブ外来（簡易診療室）を設置する場合、 付帯備品を含めて実費相当額を補助
検査機器の整備に要する費用 【北海道補助】（R5.3.31まで） 北海道庁感染症対策課交付金対策係 TEL：011-206-0409	〈発熱外来（診療・検査医療機関）の検査機器を整備するにあたり、 付帯備品を含めて実費相当額を補助 〉 ・次世代シーケンサー ・リアルタイムPCR装置（全自動PCR検査装置を含む） ・等温遺伝子増幅装置 ・全自動化学発光酵素免疫測定装置
診療報酬上の措置 【厚生労働省】	〈発熱患者等の診療・検査にあたり、診療報酬上の臨時的な取扱いとして加算あり〉 ・院内トリアージ実施料： 300点 （新型コロナウイルス感染拡大に伴い、算定要件が緩和。） ↑ 症状等から新型コロナウイルス感染症が疑われる患者に、必要な感染予防策を講じた上で実施される外来診療 ・二類感染症患者入院診療加算： 250点 （自治体HPにおいて公表されている等、各種要件あり。R5.2.28まで算定可。医学的に初診といわれる診療行為がある場合に限り算定可。）